

☆安倍九条改憲案のからくりとねらい

― その先にあるのは戦争の出来る国です ―

九条第2項に自衛隊を付け加えるだけだと言うが・・・

◆まず、現在の憲法九条第2項は次のようになっています

「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」

◆具体的な改憲の条文案はまだ出ていませんが、次の内容を付け加えると言います。

「国及び国民の安全を保つために必要な自衛の措置をとることを妨げず、そのための実力組織として法律の定めるところにより、内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする自衛隊を保持する。」

◆まず、いま自衛隊があるのに憲法に書き込まないと、現実と合わないし、自衛隊の皆さんに悪いから書き込むと言います。現実には憲法を合わせるというのは、一見理屈に合っているように見えますがそうでしょうか。

◆新安全保障法制（海外で戦闘に参加できる仕組み）ができてしまった以上、自衛隊は自衛のためだけの実力組織ではなく、戦争をする組織なのです。こういう組織を戦争放棄を謳っている九条に加えるというのは、大きな矛盾です。

付け加えた条文は元の条文に優先してしまおう

◆ところが、法律の格言に「新法は旧法を破る」というのがあります。新しくできた法律や、新しく付け加えられた条文が古いものと矛盾した場合、新しい方が優先するという習わしです。これが現行条文骨抜きの中からくりです。

◆「陸海空軍その他の戦力は保持しない」という前条文と「自衛隊を保持する」という後から加えた新条文は矛盾しますから、ここで新条文が優先するのです。

そして第2項が空文化し戦争のできる国となる

◆こうして、自衛隊保持を明記すると9条の戦争放棄は骨抜きにされるのです。安倍さんは、現にいま自衛隊はあるのだから、それを表現してつけ加えるだけで、九条第2項は何も変わらないと言いますが、それは大嘘です。変わるのです。

◆安倍九条改憲には、からくりがあり、真の狙いは、堂々と戦争の出来る国にしようということなのです。そして何より、現実には憲法を合わせようというのは、平和国家を目指す理想を捨てることにつながり、決して認めることはできません。

二〇一八年五月十三日（日）護憲平和行進（通算615回目）

★月例護憲平和行進 毎月第二日曜日・午後一時・浜松市役所正面玄関集合
浜松市憲法を守る会 事務局 浜松市中区紺屋町三〇一―一五

日本国憲法

第9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2

前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。